

令和4年度

第1回

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

議 事 録

令和4年5月24日（火）

北広島市役所本庁舎5階 委員会室

北広島市総務部行政管理課

令和4年度

【第1回】北広島市情報公開・個人情報保護審査会

- 1 日時： 令和4年5月24日（火）午後6時00分～7時10分
- 2 場所： 北広島市役所本庁舎5階 委員会室
- 3 出席者： 会長 山下 竜一
委員 北川 由合子、館岡 道宏、長島 博子
深村 真人、三木 千晶、宮崎 好司
副市長 水口 真
事務局 総務部長 千葉 直樹
行政管理課長 若澤 路子
行政管理課 主査 宮川 敬
行政管理課 主任 熊谷 友美子
行政管理課 主任 永坂 唯人
- 4 次第：
 - 1 開会
 - 2 事務局の紹介
 - 3 諮問
 - 4 審議
 - (1) 報告事項
 - 1号 令和3年度 情報公開制度及び個人情報保護制度 実施状況
 - (2) 諮問事項
 - 1号 コンビニ交付システムの導入に当たってのオンライン結合について
 - 5 その他
 - 6 閉会

議 事

【報告事項】

1号 令和3年度 情報公開制度及び個人情報保護制度 実施状況

【諮問事項】

1号 コンビニ交付システムの導入に当たってのオンライン結合について

1 開会

- ◆山下会長 本日もお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまより、北広島市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。
最初に本日の審査会の成立について、事務局から報告をお願いいたします。
- ◆若澤課長 本日、審査会の委員は7名中7名出席されております。北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項に基づき、委員の過半数が出席されておりますので、本審査会が成立していることをご報告いたします。
また、本日の審査会は、北広島市情報公開条例第20条に基づき、公開としております。
- ◆山下会長 ただいま事務局より本日の審査会が成立する旨の報告がありましたので、会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。
会議を進める前に会議録の署名委員についてお諮りいたします。前回と同様、2名の署名委員で行うことについてよろしいでしょうか。
- ◆全委員 (「異議なし」の声あり)
- ◆山下会長 それでは、本日の会議録の署名委員は、私から指名させていただきます。館岡委員と長島委員をお願いいたします。

2 事務局の紹介

- ◆山下会長 続きまして、日程2 事務局の紹介につきまして、事務局の方からお願いいたします。
- ◆若澤課長 それでは、事務局の紹介をさせていただきます。
事務局は、4月の人事異動により、2名が新たに着任いたしました。
着任後初めての審査会開催となりますので、2名から自己紹介をさせていただきたいと思っております。
それでは、部長から順番に、その場で一言自己紹介をお願いします。
- ◆千葉部長 4月の人事異動で教育委員会から異動してまいりました、千葉直樹です。総務部につきましては、6年ぶりぐらいです。以前、職員課長、それと秘書課長ということで、総務部に在籍していたことがございます。今回、この個人情報等を含む行政管理課の業務も担当することになりました。委員の皆様どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。
- ◆永坂主任 4月から行政管理課に配属となりました、永坂です。よろしくお願ひ致します。
- ◆山下会長 ありがとうございました。

3 諮問

- ◆山下会長 続きまして、日程3 諮問につきまして、事務局の方からお願いいたします。
- ◆若澤課長 それでは、本日の議案に係る諮問書を、副市長より山下会長に提出させていただきます。
- ◆水口副市長 個人情報保護審査諮問書、北広行管第50号、令和4年5月24日、北広島市情報公開・個人情報保護審査会会長、山下竜一様。北広島市長、上野正三。北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について諮問します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- ◆若澤課長 副市長につきましては公務のため、ここで退席させていただきます。

4 審議

(1) 報告事項

- ◆山下会長 それでは、日程4 審議に入ります。
今回は、報告事項1件及び諮問事項1件となっております。
最初に、報告事項、令和3年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について、事務局から説明願います。
- ◆宮川主査 行政管理課主査の宮川です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。
それでは報告事項の1号、令和3年度、情報公開・個人情報保護制度の実施状況についてご報告いたします。
資料1をご覧ください。まず、前年度の「情報公開条例に基づく情報公開の実施状況」を報告します。
1 ページ目が、情報公開の「実施機関ごとの実施状況」です。市長部局は、公開請求件数は29件であり、公開結果としては、全公開が12件、一部公開が4件、非公開が1件、不存在10件、取下げ2件でした。議会は、公開請求件数は1件であり、公開結果としては、一部公開が1件でした。教育委員会は、公開請求件数は2件であり、公開結果としては、いずれも不存在でした。消防は、公開請求件数は1件ですが、後日、請求者と内容等詳細を確認した結果、情報提供で対応可能な内容であった為、請求は取下げられました。その他の実施機関に対する公開請求はありませんでした。全実施機関でみると、請求は33件であり、うち、全公開が12件、一部公開が5件、非公開が1件、不存在が12件、「存否を明らかにしない」は0件、「取下げ」は3件でした。なお、「審査請求」は0件でした。前年度との比較では、公開請求件数は18件の増加でした。
2 ページから4 ページが、「情報公開の実施状況 一覧」です。表の右端、請求者の内訳は、個人5名から11件、法人13社から22件と、同一の請求者から複数件請求されているケースがございます。内容としましては同じ内容で、異なる実施機関へ請求した場合、同じ課へ複数件請求し、公開決定等の結果が異なる場合、公開等決定後に追加して請求する場合等がございます。公開しない部分・理由については、特定の個人が識別され得る記述や、印影等の法人の内部管理情報、同種の事業等に支障が出る恐れのある積算根拠等の情報が、非公開・一部非公開となっています。
以上が、情報公開の状況報告となります。
続きまして、前年度の「個人情報保護条例に基づく“個人情報開示”の実施状況」です。
5 ページが、個人情報開示の「実施機関ごとの実施状況」です。市長部局への請求のみであり、開示請求件数は24件、開示結果としては全件が開示でした。その他の実施機関への開示請求はありませんでした。前年度との比較では、開示請求件数は10件の増加でした。この増加につきましては、職員採用試験の開示請求が、令和2年度は12件でしたが、令和3年度は20件と、増加したことによるものとなっております。
6 ページが「個人情報開示の実施状況 一覧」となっております。表の右端、請求者の内訳では、個人2名から4件の請求と、残り20件は、職員採用試験の受験者からの口頭開示請求でした。
以上が、個人情報開示の状況報告となります。
なお、この実施状況の件数につきましては本審査会での報告後、市広報紙及びホームページに掲載し、市民への情報提供を行う予定となっております。また、この資料1につきましては部外秘の情報も含まれていることから、この審査会の終了後に回収させていただきますのでご了承願います。以上報告事項の第1号についてご報告いたします。
- ◆山下会長 ただいま、令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について説明がありましたが、ご質疑等ありますでしょうか。
- ◆全委員 (「なし」の声あり)
- ◆山下会長 質問等はないということで、報告事項は終了としたいと思います。

(2) 諮問事項

- ◆山下会長 続きまして、先ほど、審査会へ諮問を受けましたことについて審議に入りたいと思います。担当課からの説明をお願いします。
- ◆宮川主査 それでは、コンビニ交付システムについてご説明いたします。なお、コンピュータシステムの説明となることから、専門用語等が多くなります。なるべくわかりやすく説明したいと思っておりますが、理解が難しい部分があった場合には、後ほどご質問いただければと思いますので、ご容赦いただければと思います。
まず、コンビニ交付システムとは何か、というところですが、その名のとおり、全国のコン

コンビニにあるキオスク端末、コピーやチケットの印刷を行うことができる端末にマイナンバーカードをかざすことで、住民票などの各種証明書を発行することができるシステムとなります。

このコンビニ交付システムについては、2010年に住基カードを利用する形でサービスを開始し、2013年からはマイナンバーカードを利用する形にシフトしたものでありますが、本市では、マイナンバーカードの普及率の低さや導入に当たっての費用対効果の関係から、導入を行っておりませんでした。

しかし、令和3年度末現在で本市のマイナンバーカードの交付率が4割に近づき、十分に普及しつつあると思われること、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓の密を避けること、そして市民の利便性の向上などの観点から、令和5年4月からの導入を行うべく、今年度予算として計上されたところであります。

具体的にこれまでの証明書の発行とコンビニ交付がどう違うかについては、補足資料の1ページ目をご覧ください。これまでは窓口に来庁して申請書に記入し、職員が発行業務を担当していましたが、コンビニ交付ではコンビニに来所してキオスク端末にマイナンバーカードをかざし、ネットワークを介して市のシステム等にアクセスを行って証明書を発行する仕組みになっています。

今回、諮問が必要となる理由としては、補足資料の2ページ目をご覧ください。窓口に来庁している場合は庁舎内で完結していた証明書発行業務が、コンビニから外部のネットワークを介してコンビニ交付システムや庁舎内のシステムにアクセスする都合上、これらのシステムが随時連携することになることから、個人情報保護条例第9条で定義する「オンライン結合」に当たるためです。

以上のことから、コンビニ交付を実施するには、個人情報保護条例第9条第2項に基づき、審査会の意見をを得る必要があり、今回コンビニ交付の仕組みとセキュリティについてご説明し、公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないことをご理解いただいたうえで、審査会の答申をいただきたいと考えております。

続きまして、コンビニ交付の仕組みについてご説明します。資料2の2ページ目をご覧ください。

まず、コンビニ交付システムが何か、については先ほどご説明したので割愛させていただきます。なお、今回のシステム導入では、住民票、印鑑証明、税証明、戸籍帳票が発行できるシステムを想定しています。

次に、補足資料の3ページ目をご覧ください。住民票・税証明を発行する場合のデータの動きについて説明する図となっております。

コンビニのキオスク端末にマイナンバーカードをかざすと、カードの中にある固有の番号である「シリアル番号」が証明書交付センターを通して、コンビニ交付システムに送られます。この「証明書交付センター」とは、全国のコンビニ交付サービスを取りまとめている「J-LIS・地方公共団体情報システム機構」が提供する、証明書データを各自治体のコンビニ交付システムから受け、コンビニへと送付する全国共通のシステムです。

コンビニ交付システムの中には、本市の住基データを複製したデータベースがあり、送られてきたシリアル番号と合致するデータの証明書データを作成し、証明書交付センターに送り返します。証明書交付センターは受けた証明書データをコンビニへ送り、コンビニのキオスク端末で送られてきたデータが印刷される、という仕組みになっています。

この仕組みでは、コンビニ交付システムの中にある住基の複製データと、元となる住基システムのデータが異動などによって随時連携されるため、この部分がオンライン結合に該当します。

続きまして、補足資料の4ページ目を開いてください。こちらは戸籍帳票を発行する場合のデータの動きになります。

コンビニのキオスク端末にマイナンバーカードをかざし、シリアル番号がコンビニ交付システムまで送られるまでは住民票・税証明を発行する時と同じですが、法務局が戸籍のデータそのものを外部へ持ち出すことを制限していることから、コンビニ交付システムにデータを保存することができず、代わりの方法として、シリアル番号をさらに庁内の戸籍システムまで送り、戸籍システム側でシリアル番号と合致するデータの証明書PDFを作成し、コンビニ交付システム、証明書交付センターを介してコンビニへ送り込む仕組みとなっています。

この仕組みでは、コンビニ交付システムと戸籍システムが、戸籍帳票の発行申請があるたびに随時連携されるため、この部分がオンライン結合に該当します。

コンビニ交付システムの仕組みについての説明は、以上となります。

続きまして、今回のコンビニ交付システムの構成と、セキュリティについてご説明します。

詳細な構成については、資料2の4ページ目以降に具体的な構成図を用意しておりますが、複雑な構成となっているため、補足資料の5ページ目以降に、簡略化した構成図をご用意しました。今回の説明については補足資料の方を使用します。

まず、補足資料の5ページ目をご覧ください。

全体的な構成についてですが、大きく次の5つの領域に分けることができます。1番右が「庁舎内で個人情報を取り扱うシステムが置かれた基幹系の領域」、その一つ左の領域が「庁舎内で個人情報を取り扱わない通常業務を行う一般業務系の領域」、更にその左が「コンビニ交付システムが置かれた外部データセンター」とありますとおり、コンビニ交付システムを外部のデータセンターというサーバなどが集約されている施設に構築して使うこととなりますので、一般業務系の領域からこのコンビニ交付システムへの通信が発生するという形となります。さらにその左に、先ほど、交付の仕組みの中でお話ししました、J-LISの「地方公共団体情報システム機構が管理する証明書交付センター」があり、1番左側が、「証明書を交付するコンビニ」となっております。

このうち、真ん中の3つの領域については、地方公共団体や省庁のみが接続できる、「LGWAN」という専用のネットワークの中に置かれています。

次に、補足資料の6ページ目をご覧ください。

ただいま説明した5つの領域のうち、セキュリティに懸念点がある部分については、赤い丸で示した、それぞれの領域の境界に当たる部分と、ピンクの四角で示した、庁舎の外のサーバに不正アクセスがあった場合、残っている証明書データなどを取られてしまう恐れがある部分となります。

ここから、これらのセキュリティの懸念点に対して、どのように対策を施しているかをご説明します。

補足資料の7ページ目をご覧ください。庁内に関わる部分のセキュリティについてとなります。

まず、基幹系の領域と一般業務系の領域の間については、ファイアウォールを2つ介しての通信となり、外部から不正な通信が入らないよう対策をしています。

ファイアウォールとは、元々は「防火壁」を指す言葉で、設定により、特定の通信だけを通したり、特定の通信だけを遮断したりする機能を持った機器のことを言います。

基幹系の領域は個人情報を取り扱う領域であるため、このように特に厳重にセキュリティ対策を行っているところです。

また、一般業務系の領域から外に出る境界部分についても、ファイアウォールを1つ設けることで外部からの侵入を防ぎ、さらに、VPNという、外部から余計な通信が入らない特別な通信を使用することで、セキュリティを担保しているところです。

続いて、補足資料の8ページ目をご覧ください。

コンビニ交付システム自身のセキュリティと、庁舎外に関わる部分のセキュリティについてとなります。

コンビニ交付システムについては、これから入札を行い、外部のデータセンター上に構築することとなりますが、ここに住基のデータを複製したデータが置かれることから、データセンター自体の監視やウイルス等の対策、外部からの不正な通信の対策等、セキュリティについては万全にするように仕様を設定します。

また、コンビニ交付システムと証明書交付センター、証明書交付センターとコンビニの間の通信については、コンビニ交付システム専用の通信線が用意されており、その通信線を介して通信を行うことで、外部からの不正なアクセス等について防ぎ、セキュリティを担保しています。

最後に、補足資料の9ページ目をご覧ください。証明書発行センターとコンビニに残る証明書データについてです。

基本的に、コンビニで証明書を発行した後は、該当の証明書データについては削除され、もし不正なアクセスがあったとしても、残存したデータが漏洩しないような仕組みになっています。

以上のように、コンビニ交付システムについては、万全のセキュリティ体制を維持した状態で運用を行います。

ここで冒頭の、個人情報保護条例第9条第2項に基づく部分ですが、証明書の発行によって

市民の利便性向上につながることから公益上の必要があります。また、証明書発行に当たってはマイナンバーカードを使って本人のみが発行が可能であること、万全のセキュリティでの運用を行うことから、個人の権利利益を侵害するおそれはありません。

以上の2点から、コンビニ交付システムの運用に当たって、オンライン結合を行うことについては特に問題がないものと考えているところです。

また、今回のコンビニ交付システム導入に伴う法改正ですが、証明書発行手数料については、一部自治体でコンビニ交付システムに関して手数料を安価にするといった場合もありますが、本市については、手数料は同額にしたいと考えておりますので、手数料条例については改正を行いません。

逆に、コンビニ交付システムでの発行を可能とするために、印鑑条例と税条例については、その旨を追記する形での改正が必要であると考えております。

これらの条例については、今後法制担当とも条文等の調整を行い、令和5年4月1日のコンビニ交付開始に合わせて改正する予定です。

最後に、参考に近隣他市の状況について記載しました。札幌市、石狩市、千歳市、恵庭市江別市の状況ですけれども、石狩管内のほかの市につきましては、北広島市以外で既に導入されており、コンビニ交付システム自体は、既に、全国1741市区町村のうち、924市区町村がコンビニ交付を利用しており、半分以上で実装しており、事例が非常に多いということで本市が導入するのも問題がないのかなと考えているところです。

資料の説明については以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

◆山下会長

ありがとうございます。ただいま担当課から説明がありましたが今回の審査案件につきまして説明いただきましたが、担当課としては、そのデータ通信の仕組みと、セキュリティの安全性を配慮してチェックをしているということですが、この審査会で改めて、安全かどうかというのを審査していただくということになるかと思えます。それでは、委員の皆様から、ご質問やご意見などお伺いしたいと思います。

◆A委員

基本的なことかもしれませんが、マイナンバーカードの交付率40%は、数値として高いのか、低いのかという1点。

それから、今、庁内や出張所で証明書を発行されていると思うのですが、間に合っていないとか、煩雑で多忙になっているのかという現実の部分です。いろいろな市・区役所の証明書発行が、非常にスムーズにいく所と、非常に混雑しているところがあるようで、北広島の実態としてはどういう状況かをお尋ねしたいと思います。

以上2点お願いします。

◆宮川主査

まず、交付率が4割近くというのが高いか低いということなのですが、平均よりは低いという形になっておりますが、国のほうで、もうマイナンバーカードの交付については推進してくださいということになっておりますので、今後、マイナンバーカードの交付について、様々な施策で推進し、より高めるということで、このコンビニ交付の効果も上がっていくものだと考えております。

そして、現実的に窓口が多忙なのかどうかということですが、現場の声からは、特に年度末ですとか月末といったところについては、非常に混み合うことが多いと聞いております。それ以外の時期だと、忙しくなったり忙しくなかったりということで、大きく差があると聞いております。

以上になります。

◆山下会長

他にご意見やご質問等ありませんでしょうか。

◆B委員

全てのコンビニにあるものなのでしょうか。店舗によってないところもあるのでしょうか。

◆宮川主査

コンビニによるものだと思いますが、少なくとも、セブンイレブンですとか、ローソン、セイコーマートといった、比較的大きいコンビニチェーンについては、おおよそ置かれていると認識しております。先ほど、J-LISという組織のお話をしましたが、そのJ-LISで、全国的に契約しており、全国の幅広い形でコンビニ交付が行われているような状況です。

◆B委員

もう1点。コンビニの営業時間であれば、時間帯はいつでもよいのでしょうか。

◆宮川主査

自治体により差があるのですが、一般的なコンビニ交付の営業時間としては、朝の6時半から夜の23時というような間は必ず稼働し、自治体によって、縮めたりすることもあると聞いております。今のところ本市ではその時間で、導入することを想定しております。

◆C委員

それに関わり、先ほどの説明で、戸籍の場合、庁内でPDFに変換するとのことでしたが、PDFに変換するというのは、担当の職員の方が、請求がある都度、変換されるということなのでしょうか。

- ◆宮川主査 はい、そうです。戸籍の帳票の出力には職員の承認が必要となっておりますので、先ほど6時半から23時という話をしましたが、戸籍だけは対応時間を短くしたり、土日は対応出来ないというような形で、発行できる時間が短くなると考えております。
- ◆C委員 わかりました。そうしないと、職員の方が夜遅くまで待機しておかないといけなくて、気になったものですから。
それからもう1点。既に、全国的にも導入されていると思うのですが、コンビニの交付システムを導入したところで、情報の漏えい等、何らかのトラブルがあったというようなお話はあるのでしょうか。
- ◆宮川主査 情報漏えいということでは、聞いてはいない状況です。主にコンビニ交付システムで起こるトラブルとしては、ネットワークですとか、J-LISの証明書の交付センターの部分で停止してしまったことで、証明書が発行出来なくなるというようなトラブルは、年1回程度発生していると聞いておりますが、情報漏洩等、データが抜きとられたというような事例は、今のところはないと把握しております。
- ◆山下会長 ありがとうございます。ほかに、ご意見ご質問ありますか。
- ◆A委員 北広島は高齢者が多いと思うのですが、コンビニで活用する場合、最初はなかなか混乱があると思われ、例えば手数料を払うことも、コンビニで一括となるのでしょうか。
- ◆宮川主査 コンビニのコピー機で、コピーの操作と同様に、お金を入れて、操作し、発行する、と理解しております。
- ◆A委員 若い人はスムーズにできると思うのですが、高齢者の方など、うまくいかない場合に、その支援は、コンビニでも定着しているのでしょうか。
- ◆宮川主査 全国的に導入されている状況ですので、コンビニで操作がわからない場合、店内の他のサービス同様に、店員の方の支援は受けられると理解しております。
- ◆A委員 これに関わる予算は、結構かかるものなのでしょうか。
- ◆宮川主査 これに係る費用として、具体的に幾らとは申し上げられないのですが、まずコンビニ交付システムの構築という部分と、戸籍システムと住基システムそれぞれをコンビニ交付システムに連携できるような改修を行う必要があるのと、先ほどのセキュリティ、ファイアウォールというご説明もしたのですが、適切にコンビニ交付システムに接続できるようにネットワークの設定をしていかなければならないというところで費用が発生します。
また、J-LISのコンビニ交付システムを使うために、J-LISに対して毎年約270万円程度を負担金として支払う必要があります。
また、コンビニで交付する際に、例えば1件の交付300円のうちいくらという形で手数料が引かれて、実際の収入としては少なくなってしまうという部分もあります。
更に、この外部データセンターを使うために、使用料が毎月かかります。
- ◆A委員 それを北広島市内のコンビニ全てにシステムとして作るのでしょうか。
- ◆宮川主査 北広島市内だけではなく、全国の契約しているコンビニでできる形になります。今、J-LISとコンビニの本社の方で契約しており、例えば、セブンイレブンでやりますとJ-LISに申請した場合、全国のセブンイレブンでできます。まだ、どこまで申請するかは検討中ですが、ぜひセブンイレブン、ローソンといったような、まず市内にあるものを網羅した上で、それ以外に何かできることがあるのだろうかということで検討を行っていきたいと考えているところ です。
- ◆A委員 わかりました、ありがとうございます
- ◆D委員 発行をお願いする側の話ですが、マイナンバーカードをかざすだけで、パスワード等の入力はないのでしょうか。
- ◆宮川主査 マイナンバーカードに暗証番号4桁がありますので、その入力の必要は必要と思われ
◆D委員 あくまで本人の操作なのですね。わかりました。ありがとうございます。
- ◆E委員 証明書等を発行する手続をした際に、コピー機のようなものと私はイメージしているのですが、例えば、印刷が不明瞭であったり、新しく印刷されなかった時の手数料の対応は、もう1回発行するのか、お金は利用者が負担するのか、どのような処理になるのでしょうか。
- ◆宮川主査 調べて後日回答させていただきます。
- ◆E委員 また、不鮮明な部分もある証明書も、個人情報の部分に当たると思うので、それは個人が持ち帰り、店側が処理をしない対応になるのでしょうか。
- ◆宮川主査 原則はそうなるとは思いますが、その部分もあわせて確認したいと思います。
- ◆F委員 新しい機械が入るのでしょうか、もともとある機械でしょうか。
- ◆宮川主査 機械は既に全国のコンビニに設置があり、その端末を北広島市も使える設定となるイメー

ジです。

- ◆F委員 他市の開始時期を見ると、北広島が遅いのですが、マイナンバーカード交付率が少なかった為か、費用の面でなのでしょうか
- ◆宮川主査 マイナンバーカードの交付率自体は、平均よりやや低い程度ですが、費用対効果等を考慮して、これまで導入してこなかったという状況です。
- ◆F委員 そうですか。マイナンバーカードを持っている方しか使えないのですね。今回の対応で、マイナンバーカードの取得が促進されるかもしれませんね。
- ◆C委員 先ほどおっしゃったファイアウォールやセキュリティの措置がとられていると思うのですが、万が一、何らかの情報の漏えいが発生したとしたときに、監視している組織みたいなものはあるのでしょうか。
- ◆宮川主査 J-LISの部分と外部データセンターの部分については、セキュリティの監視等を行っておりますし、庁内につきましても、怪しい通信があったときには検知してアラームを上げるようなセキュリティシステムが入っておりますので、もしそういうことが起こった場合には、早急に把握して対策をとるといったようなことが可能な体制にはなっています。
- ◆G委員 PDFのデータに変換して、送って、というところで、待機時間があると思うのですが、年度初めや年度末の忙しい時期に、何回線ぐらいあって対応可能なのか、コンビニの中でお待ちになるような状態なのでしょうか。イメージがつかなく。
- ◆宮川主査 発行に係る時間等については、詳細は確認しておりませんでしたので、確認してまいりたいと思います。
- ◆A委員 システムをつくること自体は問題ないと思うのですが、使用率は、他市町村でコンビニのほうが圧倒的に多くなったとか、本庁舎は少なくなったとか、実態はどうでしょうか。
- ◆宮川主査 近隣市は今調べている最中ですが、全国的に見ると、10%から20%がコンビニ交付になると聞いております。基本的にコンビニ交付を行う層は、主に、日中、役所に来られない人たちが多く、コンビニ交付が有効に作用してくるのではないのかなと考えておりますので、コンビニ交付の有効性の啓発等、努めてまいりたいと考えます。
- ◆A委員 ある程度のニーズ、本庁舎に来られない方を対象にしている部分がありますね。
- ◆宮川主査 そうですね、平日の日中に庁舎に来られないからコンビニ交付出来ないだろうかというご意見等は何件かいただいている状況であり、コンビニ交付が開始されたら、窓口に来るより近いからということでコンビニ交付を利用される方も、もちろんあると考えております。
- ◆千葉部長 先ほど各委員からご質問ありますマイナンバーカードの交付率等ですけども、まず総務省の調べで、現在、全国で44%とのことで、当市はそれを若干下回っているような状況にあるかと思えます。ただ、先ほど担当からの説明にもありまして、マイナンバーカードにつきましても、新聞報道にもありますとおり、今後、保険証はマイナンバーカードに移行し、保険証がなくなるともされておりますので、この数年間で急激に交付率が上がってくると考えております。
また、コンビニでの交付はやはり利用者である市民の方の利便性をいかに向上していくか、という観点が一番大きいので、マイナンバーカードの交付率が上がるに比例して、コンビニで交付を求める市民の方も増えると考えております。
冒頭に質問がありました情報の漏えいについては、インターネット等で確認できる限りでは、現時点で、システム上の漏えいはないというところであります。
以上です。
- ◆C委員 今後のことで、恐らくこの制度を導入すると、市民の方に対して、情報漏えいを防ぐセキュリティや仕組みを入れているので、発生しませんということは、やはり周知しないといけないと思います。
もう一つ、マイナンバーカード自体の取扱いも気をつけないと、ということです。当初、マイナンバーカードはあまり持ち歩かないようにしたほうが良いと言われていたと思われ、マイナンバーカードを持ち歩いてコンビニで忘れたとか、途中で落としたとかというような心配もあるので、その辺りについて、ついうっかり等というのがあるのかなど、気になりました。
- ◆B委員 人的な部分で、置き忘れたとか、店員から情報が漏れたとか、どのように防止するのか。例えば、操作方法がわからなくて、コンビニの店員の方が教えてくれるとしても、コンビニの人には見られるのは嫌だとか。そういう場合の電話の問い合わせ窓口ができるのかなど気になりました。
- ◆宮川主査 コンビニ交付システム自体はJ-LISが提供しており、J-LISのところにコールセンターがあり、何かわからないところがあればそこに問い合わせいただくというような形になるかと考え

ております。

そのコンビニでの人的なセキュリティの部分は、我々もなかなか介入出来ない部分であるかと思しますので、コンビニ交付を開始する際の広報等で、「このようなことがあるので、ご利用の際は十分にご注意ください。」というような、周知を行うというような形のほかないのかと考えております。

◆山下会長 他にありませんでしょうか。

いろいろご意見いただきましたが、今後調べていただくということでは、印刷ミスや印刷の不具合があったときの取扱いと、戸籍の場合の発行時間にどれぐらいかかるのか、調べていただいて、次回でも結構ですので、ご報告いただくという2つです。

それから、今のところそのシステム上のセキュリティについての異議はなかったようなので、人的なセキュリティの問題と、マイナンバーカードの取扱い、持ち歩かないといけないという辺りについては、広報を通じての周知もありますけども、それもう一度調べていただいてということ。

今まで出たご意見で、私のほうで気になったのはこの4点ほどかなと思います。

◆B委員 すみません、確かにコンビニ内のことは、直接の契約関係もないので、いかんともしがたい部分と思うので、制度自体の仕組みや、注意点について周知することが大事という意見として、受け取ってもらえればと思います。

◆A委員 先ほど部長さんがおっしゃった、マイナンバーカードの啓発は、市でも積極的に行っていくのでしょうか。

◆若澤課長 マイナンバーカードの普及啓発につきましての1所管課ということで、今後、申請書のオンライン化等の取組みを行っていきます。やはり、マイナンバーカードを使った形での市民の利便性の向上という部分もありますので、広報啓発等、検討してまいりたいと考えております。

◆山下会長 そうしましたら、マイナンバーカードの取扱いに注意してくださいということと、もう一つは、コンビニで発行しようと思ったけどもやり方がわからない、というような場合に、店員の方がその辺り説明していただけるのか、あるいは今回のシステムとのかかわりで、J-LISとコンビニとの契約内容の守秘義務等調べていただいて、市民への広報の際には、このあたりもきちんとしていますということについて、周知されるほうがいいのではないかと思います。

◆若澤課長 コンビニ交付ができるようになることを市民の皆さんにお伝えする機会が必要と考えますので、コンビニ内での人的セキュリティといった部分の確認も含め、どういった形で広報していくかも検討してまいりたいと思います。

◆山下会長 いろいろご意見いただきました。

今回諮問の対象になったのは、オンライン結合をしていかどうかというのが1番のメインだと思うので、そこについては、セキュリティ面で問題があるというような意見はなかったので、異議なしと、安全だろうという点が1点です。

それから、今後、コンビニの交付のシステムを導入、運用していくに当たっては、市民の方へ、先ほど言いましたような点を、きちんと説明して理解を得て、安心してコンビニの交付システムを利用してもらえるように、というところがポイントかと思います。

答申の文案については、私と事務局で調整し、各委員にも共有しますので、ご意見等あればその際に遠慮なくいただければと思います。

◆若澤課長 会長と調整し、委員の皆様にも共有いたしますので、よろしくお願い致します。

5 その他

◆山下会長 それでは、会議次第「5 その他」について、事務局から何かありますか。

◆若澤課長 事務局から、次回の審査会の開催予定についてご連絡させていただきます。次回の審査会につきましては、8月の中旬から下旬、お盆明け頃の開催を予定しております。諮問の内容につきましては、「北広島市個人情報保護条例の改正」についてです。令和3年5月に、「個人情報保護法」の改正が行われたところですが、この法改正に伴い、「北広島市個人情報保護条例」につきましても改正を行うこととしております。「市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止」につきましては、市民参加条例に定める「市民参加の対象」となり、市民参加手続きの一つとして、「審議会等に付議」することが挙げられて おりますことから、当審査会にお諮りし、ご審議いただきたいと考えております。7月にパブリック

コメントの実施を予定しており、その結果のご報告と併せまして、諮問を行う予定としております。日程等につきましては、時期が近くなりましたら、調整をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- ◆山下会長 他に、委員の皆様から何かありますか。
- ◆全委員 (なし)

6 閉会

- ◆山下会長 本日も活発に議論をいただきまして、どうもありがとうございました。これにて本日の審査会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以上会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

会議録署名委員 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印